

甲斐市双葉ふれあい文化館新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年 6月16日
(令和2年 7月 8日改訂)
(令和4年 3月15日改訂)

甲斐市双葉ふれあい文化館

I はじめに

本ガイドラインは、公益社団法人全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び山梨県公立文化施設協議会（代表館：山梨県立県民文化ホール）が作成した「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、山梨県が示した「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」等に則り、甲斐市双葉ふれあい文化館における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理したものです。

II 具体的取組

1. 基本的な感染拡大予防対策

(1) マスクの着用

- 来館者へのマスクの着用の徹底を周知するとともに、主催者（各種団体・サークル・企業などを含む。以下「主催者」という）は、個別にマスク着用状況を確認し、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布等を行い、マスク100%を担保する。（ホール利用時においてはアナウンス周知の義務化）

(2) 手洗い・利用後の消毒等

- 会館入り口、並びに各会場入り口に手指消毒用のアルコール消毒剤を設置する。主催者にもアルコール消毒剤等の準備を依頼し、適時、催し物入場者に対しての感染予防を強化する。
- 共用備品（マイク、テーブル、イスなど）や不特定多数が触れる場所（ドアノブ・手すり・各種スイッチなど）を、高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤・漂白剤等を用いて定期的に清拭消毒を行う。

(3) 人と人との距離の確保

- 受付等、人と人が対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 来館者には、近距離での人との接触および大声で会話しないよう周知するとともに、ホームページやSNSなどでも注意喚起を行う。
- 近距離での人との接触を伴う活動、大声を発する活動等は利用を制限する。

- ダンスなど濃厚接触が想定されるイベントでの利用の場合には、該当する業界などで示しているガイドラインに沿った対応をとるよう、主催者に周知する。

(4) 体調チェック

- 来館者及び催し物入場者に対し、発熱（平熱より1度以上）、軽度であっても風邪症状（せきやのどの 痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないよう、主催者に周知し、あわせて 入り口にその旨を表示するとともに、体調に不安がある場合には、体温計を貸与して検温してもらう。

(5) 清掃・消毒

- 他人と共に用する物品や複数の人の手が触れる場所の消毒を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤等を用いて、1日1回以上行う。
　　＜高頻度に接触する部位＞
　　テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、窓のハンドル部分、電気のスイッチ、電話、手すり、エレベーターのボタンなど
- 貸出物品は、貸出・返却の都度職員が消毒する。
- ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。
- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉した上で持ち帰るよう、主催者に周知する。

(6) トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー、洗面台等）は、1日1回以上清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

(7) 休憩スペース等におけるリスク軽減

- 椅子などの一部撤去や利用制限により、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けるよう周知する。（ロビーの飲食コーナー廃止）

(8) 喫煙スペースの利用制限

- 一度に利用する人数を2名程度に制限し、3つの密を避けるよう表示により周知する。

(9) 館内エレベーターの利用

- 車椅子の方や階段の上り下りに支障のある方、並びに荷物の運搬のみに利用を制限し、一回の乗降については 1 名及び介助の方を含めて 2 名までとするよう表示により周知する。

(10) 館内表示

- 館内各所に集団感染を防ぐ注意事項を館内に表示する。
　　（マスク着用、「3密」回避、咳工チケット等）

2. 「密閉」「密集」「密接」(3密) の回避

(1) 換気の徹底（「密閉」の回避）

- ホールの利用においては、建築物環境衛生管理技術者の指導のもと、ビル管理法に基づいた空気環境の調整を機械換気で行うとともに、施設従事者は利用空き日に非常口開放等による換気を実施し、技術者には感染防止につながる機械清掃・整備等の維持管理を適切に行うよう依頼する。
- 会議室・リハーサル室・視聴覚室・和室の利用においては、機械換気とともに窓やドアの2方向の開放による換気を、毎時2回程度行うことを主催者に周知する。

(2) 混雑の緩和・距離の確保（「密集」「密接」の回避）

①ホール利用における注意点

- 主催者は、入場受付時の動線において、密にならない程度の間隔（人と人がふれあわない程度の間隔）を確保する。
- 主催者は、催し物において、大声での歓声及び声援等が想定される場合には、入場者の制限（上限50%以内）を設ける。ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。
- 主催者は、楽屋などの小スペースにおいて、時間差利用を含めた集合人数削減及び空間確保の工夫に努める。
- 主催者は、舞台出演者及びスタッフ等の、舞台袖・溜まりなどでの密集・密接を避けるとともに、対人距離に気をつけながらの舞台利用に努める。

②会議室・リハーサル室・視聴覚室・和室における注意点

- 歌唱等を行う利用においてもマスクの常時着用を徹底するとともに、一定の距離（最低2m）を確保する。
- 会議室・視聴覚室の利用はスクール形式を基本とし、対面する環境および長時間の過密利用を避けるよう周知する。
- 主催者は、別紙「各施設の定員一覧」を参考に、申請時に利用人数や至近距離での対面接触を減らすための利用方法を明確にし、ソーシャルディスタンスを確保しながら、密接・密集する利用とならないよう努める。

3. 施設従事者の感染拡大予防対策について

(1) 施設従事者の遵守事項

- 業務開始前に体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）や軽度の風邪症状などがある場合には出勤を停止。
- マスク着用を順守し、定期的な手指消毒・手洗い・うがいを実施する。
- 定期的な空気の入れ換え等を含めた、事務所内の換気及び衛生管理の徹底。

- 来館者の窓口対応時における感染予防対策として、受付窓口に飛沫感染防止用の飛散防止フィルムを設置する。

4. その他の感染拡大予防対策

(1) 施設利用者の連絡先把握

- 主催者は、可能な範囲で会場に入りする方々の個人情報（氏名・居住地・緊急連絡先等）の把握に努めるとともに、万が一、感染者が発生した場合には、必要に応じて保健所等の公的機関へ情報を提供され得ることを事前に周知するよう依頼する。

(2) 感染者への対応

- 来館者に感染が疑われる症状が発生した場合は、速やかに別室へ隔離を行い、医療機関及び保健所へ連絡し指示を受ける。

(3) アプリの利用促進

- 来館者（催し物入場者及び施設利用者含む）に対して、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を周知する。

(4) チェックリストの作成・確認

- 本ガイドラインを遵守しているか確認するため、施設用、利用者用のチェックリストをそれぞれ作成し、毎日確認を行う。